

鎌倉市商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗の許可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市屋外広告物条例（令和3年12月条例第14号。以下「条例」という。）第9条第3項の規定に基づき、商店街組織等（以下「商店会等」という。）が、自らの所有又は管理する街灯柱等に、広告料収入を目的として設置するつり下げ旗（以下「つり下げ広告旗」という。）の許可等に際して、必要な事項を定めるものとする。

(つり下げ広告旗の設置主体)

第2条 つり下げ広告旗の設置主体は、街灯柱等を所有又は管理する商店会等とする。

(広告料収入を充当すべき公共的な取組)

第3条 条例第9条第3項の市長が定める公共的な取組は、次のいずれかとし、広告料収入から必要経費を差し引いた全部をこれらの取組に充当するものとする。ただし、これらの取組のための積立金は、その他支出と区分して経理する場合に限り認められる。

- (1) 道路の清掃・美化活動
- (2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理
- (3) 鎌倉市と地域住民等が一体となって道路空間において実施するイベント等
- (4) 防災・観光情報等の公共的な情報の発信、多言語化対応
- (5) 防犯活動
- (6) その他これに類するもの

(つり下げ広告旗の設置期間)

第4条 つり下げ広告旗の設置期間は、設置及び撤去を含め3か月以内とする。それ以上の期間、掲出する場合については、3か月ごとに申請し直すものとする。

(設置場所及び規格等)

第5条 つり下げ広告旗の設置基準は、条例別表第2の2電柱、街灯柱及び標識柱を利用するものの表街灯柱を利用するものの項に定める基準による。

- 2 街路灯の照明の効用を著しく妨げないこと。
- 3 つり下げ広告旗の材質は、布帛またはこれに類するもので、不燃性かつ反射材でないものとする。
- 4 その他法令を遵守すること。

(安全対策)

第6条 つり下げ広告旗は、強風時に落下しないよう、2点以上で留め付け、通気性が高いものとするなど、十分な安全対策を講じること。

- 2 つり下げ広告旗設置中は、定期的に巡回し、適正に維持管理を行うこと。汚損・腐食等を発見した場合については、速やかに撤去・交換等の対策を講じること。

(広告主等の責務)

第7条 広告主又は広告代理店等でつり下げ広告旗の設置を商店会等に依頼しようとする者は、鎌倉市商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗表示ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

(自主審査基準の作成)

第8条 商店会等は、つり下げ広告旗を設置しようとする場合にあっては、ガイドラインを遵守するとともに、次に定めるところにより、あらかじめ、ガイドラインに基づき「自主審査基準」を作成するものとする。

- (1) 自主審査基準の作成にあっては、学識経験者等のデザインの専門家1名以上を構成員に含めた「自主審査委員会」を設置するものとする。
- (2) 商店会等は、自主審査委員会の名簿及び自主審査基準を市長に提出するものとする。
- (3) 商店会等は、自主審査委員会の構成員及び自主審査基準を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に報告するものとする。

(自主審査の実施)

第9条 自主審査委員会は、つり下げ広告旗を設置しようとするときは、商店街の景観の実態把握を基に、自主審査基準によりデザイン等の審査を行い、商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗自主審査報告書（第1号様式）を作成し、屋外広告物許可申請時に自主審査の結果を市長に提出するとともに、商店会等、広告主及び広告代理店等に通知するものとする。

(収支の報告)

第10条 商店会等は、つり下げ広告旗の掲出を終了した際は、当該年度末に収支報告書（第2号様式）を市長に提出すること。

(苦情等への対応)

第11条 商店会等は、公共空間を利用する者としての責務を果たし、苦情や問い合わせに、責任を持って対応するものとする。

附則

この要綱は、令和6年12月27日から施行する。

商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗自主審査報告書

年 月 日

(宛先) 鎌 倉 市 長

住 所.....

報告者 氏 名.....

電 話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。〕

(自主審査委員会の代表者氏名.....)

つり下げ広告旗について、自主審査を行った結果を次のとおり報告します。

種 別	街灯柱・その他	自主審査日	
素 材		サイズ	縦 mm×横 mm
枚 数	基 枚	デザイン数	
広告主	住所 会社名 代理者氏名 電話番号		
広告内容			
景観の実態			
表示期間	年 月 日～ 年 月 日		

区分	No.	許可基準の内容	チェック
許可基準	1	つり下げ旗は、一の柱につき 1 対以内とすること。	
	2	縦 1.2 メートル以下、横 0.5 メートル以下とし、街灯柱から横に 0.6 メートルを超えてはみ出さないこと。	
	3	原則として道路の中心線の反対側に向けて表示し、又は設置し、かつ、地上から当該添架看板及びつり下げ旗の下端までの高さは歩道上の場合は地上 3 メートル以上、車道上の場合は 4.7 メートル以上とすること。	
	4	同一の道路に表示し、又は設置する場合は、形状及び規模を統一すること。	

区分	項目	No.	ガイドラインの内容	チェック
鎌倉市商店街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗表示ガイドライン	(1) 景観との調和	1	地域のまちなみや景観と調和したデザインとすること。	
		2	様々なデザインのつり下げ広告旗が乱雑に掲出されることのないよう、一定の区域ごとに、規則性と統一性が感じられるデザインとすること。	
		3	原則として、つり下げ広告旗の一部に商店街の名称又は愛称等を表示すること。また、その際、商店街の名称又は愛称等と広告の内容が明確に区別できるようなレイアウトデザインを行なうこととする。	
		4	デザインは歩行者の視認性に配慮し、複雑な告知内容を避けること。	
		5	広告物の意匠が鎌倉の落ち着いた歴史的景観を害さない優れたものであって、そのデザインに鎌倉らしいイメージが感じられるものであること。	
		6	1 広告面につき、1 企業かつ 1 広告とすること。	
		7	文字、写真の使用は必要最小限とすること。	
		8	1 広告面に会社名、商品名、商品写真（イラストを含む。）のうちから 2 つ以上を表示するときは、そのうちの 1 つを主として表示し、他は面積比を小さくすること。	
		9	使用する色彩は、3 色程度とすること。ただし、色相及び彩度が同じで、明度のみが異なる色については 1 色とみなす。	
		10	基調色は、彩度 6 以下の控えめな色彩とすること。ただし、日本の伝統色を使用し、周囲の景観に調和する場合はこの限りでない。	
		11	全国共通のデザインやコーポレートカラーであって、彩度 6 を超える場合は、図と地の色彩を反転させるなどの配慮をすること。	
		12	人間の身体の部分（顔、手、足等）を強調した広告表現は控えること。	
	(2) 交通安全の確保	1	通行人等に対し危害をおよぼす恐れのあるものは、使用しないこと。	
		2	信号機又は道路標識等の効用を妨げるものは、使用しないこと。	
		3	通行人等の注意を著しく阻害する恐れのあるものは、使用しないこと。	
			ア 4 コマ漫画等ストーリー性のあるもの	
			イ 文字表記が多く、熟読させるもの	
			ウ 絵柄や文字が過密しているもの	
		4	エ 同一規格内容を過剰に複数表示したもの	
			通行人等を幻惑させる恐れのあるものは、使用しないこと。	
	(3) 青少年の保護	1	ア 発光、蛍光、反射素材等	
			イ トリック効果等を有するもの	
		2	暴力又はわいせつ性を連想・想起させるものに該当しないこと。	
		3	ギャンブルを肯定等するものに該当しないこと。	
		3	青少年の人体、精神又は教育に有害なものに該当しないこと。	
		4	性を意識させるようなデザインに該当しないこと。	

区分	項目	No.	ガイドラインの内容	チェック
鎌倉市商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗表示ガイドライン	(4)人権の尊重	1	人権侵害、差別、名誉棄損等に該当しないこと。	
		2	人の人格、身体、思想等を侵害するものに該当しないこと。	
		3	人を人種、国籍、性別、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するものに該当しないこと。	
		4	人又は法人等の名誉等を毀損するものに該当しないこと。	
	(5)消費者保護	1	虚偽の内容を表示するものに該当しないこと。	
		2	法令等で認められていない業種、商法、商品等を表示するもの又は肯定するものに該当しないこと。	
		3	国家資格に基づかない者が行う療法等に関するものに該当しないこと。	
		4	誇大・比較広告等手法上議論があるものに該当しないこと。	
		5	責任の所在が明確でないものに該当しないこと。	
	(6)その他	1	卑劣な内容・デザインのものに該当しないこと。	
		2	風俗営業に関連するものに該当しないこと。	
		3	布教を目的とするものに該当しないこと。	
		4	政治的意見発表や論争の場となるおそれがあるものに該当しないこと。	
		5	その他社会風紀を乱すおそれのあるものに該当しないこと。	
	(7)自主審査	1	鎌倉市商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗の許可等に関する要綱に基づき自主審査を行うとともに、その結果を市長に提出すること。	

区分	No.	自主審査委員会で作成した自主審査基準（追加）の内容	チェック
追加基準	1		
	2		
	3		

デザイン専門家コメント

氏名

備考 1 広告物の内容によって該当する項目がない場合は、「チェック」の欄に斜線を引いてください。
2 図案（色彩図2部）、面積表、その他市長が指示する図等を添付してください。

(第2号様式)

収支報告書

(宛先) 鎌倉市長

住所

報告者 氏名

電話

※法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。

年度の商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗の広告料収入について、次のとおり公共的な取組に充当したことを報告します。

区分	番号	項目	金額	内訳
収入	1	広告料収入	円	期 間： 月 日～ 月 日 広告主： 枚 数： 枚
	2	広告料収入	円	期 間： 月 日～ 月 日 広告主： 枚 数： 枚
				計 円
支出	1		円	
	2		円	
				計 円